

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年10月31日

収支等命令者

県土整備部建築住宅課長 山口 俊裕

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度県営住宅消火器取替業務
- (2) 委託業務の仕様等 業務委託仕様書による
- (3) 履行期限 令和7年1月31日(金)
- (4) 履行場所 佐賀県内 20 団地

## 2 入札参加資格に関する事項

- (1) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。又は誘致企業）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届に係る資料を添付のうえ、令和6年11月15日(金)午後5時までに下記の担当課に持参、郵送又は電子メールにて提出してください

提出した関係資料等について説明を求められた場合はこれに応じなければなりません。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### (1) 入札参加届及び関係資料

ア 入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 営業概要書(様式2)

#### (2) 提出先(担当課)

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅管理担当

電話：0952-25-7368

E-mail：[kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp)

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年11月20日(水)までに通知します。

### 5 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ

#### (2) 入札関係書類の交付方法

公告の日から令和6年11月15日(水)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年度佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

#### (3) 入札説明会

実施しません。

※仕様書等に対する質問は、質問書(様式3)にて令和6年11月6日(水)まで受け付け、回答します。また、回答内容は、令和6年11月12日(火)までに県ホームページにも掲載します。

#### (4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年11月22日(金)午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目5番14号 旧佐賀県自治会館2F 会議室9号

ウ 入札方法 郵送による一般競争入札とする。

ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

(入札書は同年11月21日(木)午後5時までに担当課へ必着)

※入札方法の詳細は、別紙「郵便入札手引き」を確認すること。

## (5) 開札に関する事項

郵便入札の参加者のうち希望する者がいるときは、開札に立ち合うことができます。

代理人が立ち会いを希望される場合には立会委任状（任意様式）を持参してください。

なお、開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない県職員が開札に立ち会うこととします。

## 6 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)第 104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債…額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債…額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額。

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が降り出し、又は支払い保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)…券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形…券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権…債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証…その保証する金額

(キ) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証…その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、佐賀県財務規則第 103 条第 3 項に基づき、入札保証金の納付を免除します。

(ア) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者

(イ) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程(平成 2 年佐賀県告示第 444 号)により消防設備等点検整備業務に係る入札参加資格を有する者であること。

(ウ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

## ②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条第1項に基づき、6-(1)-イに掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 6-(1)-ウに掲げる場合は、佐賀県財務規則第115条第3項に基づき、契約保証金の納付を免除します。

## (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、課税対象額の110パーセントに相当する額に非課税対象額を加えた金額をもって落札金額とします。

よって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額のうち、課税対象額(税抜)に非課税対象額を加えた金額を入札書に記載してください。

## (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び指名について説明又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

## (4) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできません。

## (5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

## (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

## (7) 再度の入札

ア 入札回数は2回までとします（不落札の場合にのみ、別日に2回目を実施）。

※2回目の入札を実施する場合、応札者に対して、直ちに再入札の連絡をします。

イ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

## (8) その他の事項

ア 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。

イ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。

エ 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによります。

オ この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書(電磁的記録による文書・資料を含む)について、本件の入札手続以外の目的に供してはいけません。

## 7 問合せ先

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅管理担当

住所 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7368